
12月にお生まれのお子さんや市外から転入される方へ

児童手当は、原則、申請月の翌月分から支給となりますが、誕生日・転出予定日(前住所地での転出届に記載した転出予定日)が月末に近い場合は、申請日が翌月になっても、誕生日・転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請があれば申請月から手当が支給されます。

年末年始期間中(令和4年12月29日～令和4年1月3日)は、市役所が閉庁となるため、窓口で児童手当の申請ができません。申請が遅れますと遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、申請期限までに子ども子育て課または市民課(相良窓口係)にて申請をしていただきますようお願いします。

令和5年1月分から児童手当を受給するための申請期限は次の表のとおりです。

異動日 (誕生日・前住所地での転出届に記載した転出予定日)	申請期限
令和4年12月1日～13日	令和4年12月28日(水曜日)
令和4年12月14日～12月20日	令和5年1月4日(水曜日)
令和4年12月21日	令和5年1月5日(木曜日)
令和4年12月22日	令和5年1月6日(金曜日)
令和4年12月23日～26日	令和5年1月10日(火曜日)
令和4年12月27日	令和5年1月11日(水曜日)
令和4年12月28日	令和5年1月12日(木曜日)
令和4年12月29日	令和5年1月13日(金曜日)
令和4年12月30日～31日	令和5年1月16日(月曜日)